



熊本県公報

第13219号
令和5年(2023年)
4月7日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新(障がい者支援課) 1
- 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部改正(営繕課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止(障がい者支援課) 5
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者の指定(") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止(") 6
- 熊本都市計画下水道事業の事業計画変更認可(下水環境課) 6
- 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の事業計画変更認可(") 8
- 道路の供用開始(道路保全課) 8

公 告

- 都市公園の供用開始(都市計画課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(") 10
- 土地改良区の役員を選任等(農村計画課) 10
- 土地改良区の役員を選任等(") 11
- 基本測量の終了(監理課) 11
- 土地改良事業(維持管理)計画の変更(農村計画課) 11
- 県営土地改良事業計画の決定(") 12
- 農用地利用配分計画の認可(農地・担い手支援課) 12
- 農用地利用配分計画の認可(") 13
- 農用地利用配分計画の認可(") 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(建築課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(") 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(") 15
- 道路の位置の指定(") 15

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気に係る随意契約の相手方の決定(学校人事課) 15
- 令和5年度(2023年度)第1回熊本県いじめ防止対策審議会(学校安全・安心推進課) 16

正 誤

- 令和5年(2023年)3月30日熊本県人事委員会規則第22号(熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則)中(人事委員会事務局公務員課) 16

告 示

熊本県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
東洋調剤薬局氷川店 八代郡氷川町鹿島776-3	令和5年(2023年)4月1日
株式会社高階誠心堂薬局たらぎ店 球磨郡多良木町多良木266	令和5年(2023年)4月1日

訪問看護ステーションきらら
八代郡氷川町鹿野1301番地2

令和5年(2023年)4月
1日

熊本県告示第360号

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款(平成23年熊本県告示第349号の17)
の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

1 1 受託者が共同体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を、通じて行わなければならない。

第2条第1項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第4条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第4条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第4条第1項の次に次の1項を加える。

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該履行の保証の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第5条に次の2項を加える。

3 受託者が部分払等によつてもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡にたいして、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

第9条第2項中「第10条第1項」を「次条第1項」に改める。

第33条から第34条の2までを削る。

第32条を次のように改める。

(委託者の催告による解除権)

第32条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定め、その履行の催告を、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 管理技術者を配置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第31条第1項の履行がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第32条を第33条とする。

第31条を削る。

第30条第1項ただし書中「受託者がその責めに帰すべからざることを立証した」を「当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することのできない事由によるものである」に改め、同条第2項中「第25条第2項又は第27条第3項」を「第26条第2項又は第28条第3項」に改め、同条第3項本文中「第25条第3項」を「第26条第3項」に改め、同条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委託者の任意解除権)

第32条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第34条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第29条第1項中「第26条又は第27条」を「第28条」に改め、同条を第30条とする。

第28条第2項中「第26条又は第27条」を「第27条又は第28条」に改め、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条を第26条とする。

第24条第1項中「又は第22条」を「、第20条、第23条又は第30条」に改め、同条を第25条とする。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第2項ただし書中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第21条とする。

第19条の見出し中「短縮等」を「短縮」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行の期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が受託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料に必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要ない費用を負担しなければならない。

第41条を第49条とし、第40条を第47条とし、同条の次に次の1条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第48条この約款において書面により行われなければならないこととされている指示等は、法令を違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いることができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第39条に次の1項を加え、同条を第46条とする。

3 第1項の規定の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

第38条第1項中「第33条各号」を「第36条各号」に改め、同項後段中「第33条第3号」を「第36条第3号」に改め、同条を第45条とする。

第37条第1項中「解除」を「業務の完了前に解除」に改め、同条第2項中「第32条、第33条又は第34条の2第2項」「第33条、第34条、第36条又は次条第3項」次に「第34条又は第35条」を「第32条、第37条又は第38条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

第37条を第41条とし、同条の次に次の3条を加える。

(委託者の損害賠償請求等)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内業務を完了することができないとき。

(2) 債務不履行があるとき。

(3) 第33条又は第34条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第33条又は第34条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 第3号の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）があるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となつた業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第34条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

き。

(5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に示したとき、残存する部分のみでは契約をした目的を達しないとき。

(6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を締結したと認めるとき。

(7) 前各号に掲げられた契約を締結した目的を達するに足りる履行が見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与しているとき。

(9) 第37条又は第38条の規定による契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において受託者が個人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築工事監理業務の契約を締結する事務所が代表者となる者）が暴力団員でないことを認められ、役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的な協力し、若しくは関与しているとき。

エドとして、役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らずして、当該者と契約を締結したとき。

キ受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第35条第33条各号又は前条各号に定める場合の解除の制限）

第36条において同じ。）が、この契約に関する各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行ない、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行ない、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受託者（受託者が法人の場合には、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

（受託者の催告による解除権）

第37条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

附 則
この約款は、令和5年4月7日から施行する。

熊本県告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ワークプレイス絆 菊池郡大津町大林1027	一般社団法人 すまいる 菊池郡大津町大林1027 伊藤 智佳子	自立訓練（生活訓練）	令和5年（2023年）4月4日
社会就労センター ワークショップ八代 八代市沖町字六番割3843-1	社会福祉法人 みどり福祉会 八代市沖町字六番割3843-1 城 信吾	就労移行支援、就労定着支援	令和5年（2023年）4月30日

熊本県告示第362号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス ともとも 山鹿市鹿本町来民573番地1	ケーエスティー株式会社 山鹿市鹿本町御宇田298番地3 森山 頼子	令和5年（2023年）4月1日	4350500239	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
C a n d o 八代市田中東町27号11番地	一般社団法人 九州福祉会 八代市田中東町27号11番地 増田 利明	就労継続支援A型	令和4年（2022年）8月31日

熊本県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道（熊本市公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和25年（1950年）7月28日から令和12年（2030年）3月31日まで
- 4 事業地
 (1) 収用の部分
 昭和25年7月28日建設省告示第903号、昭和32年10月28日建設省告示

字宮原、字北志道寺、字権現尾、字脇田、字北畑、字天神原、字岩上、字前田、字古賀峯、字井畑、南区城南町陳内字狐塚、字舞ノ原、字錦川、字近道原、字道上、字本村、字尾園、字近道、字北前田、字前田及び字新畑の各一部を加える。

同事業地のうち、北区立福寺町字城原、北区和泉町字前畑、北区下視川町字日平、西区谷尾崎町字堀切、字舞足、西区西松尾町字竹洞、西区池上町字煤窪、西区沖新町字白川尻、西区中島町字南古川、字前田、西区内田町字屋敷本、字小築籠、南区並建町字村ノ前、南区白石町字上平木、南区近見9丁目、南区御幸西3丁目、南区御幸笛田6丁目、南区御幸木部2丁目、南区城南町碓字高町、字免戸町、南区城南町島田字宮里、南区城南町今吉野字池ノ木、南区城南町舞原字築地原、字三和原、南区城南町下宮地字新田、字三ッ石、南区城南町東阿高字千々屋寺、字一ノ尾、字城山、東区鹿下瀬町、東区小山7丁目、東区戸島本町、東区戸島5丁目、東区戸島西6丁目、東区戸島西7丁目、東区秋津1丁目及び東区画図町大字重富字外無田の各一部において事業地を変更する。

熊本県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 富合公共下水道（熊本市富合公共下水道）
- 3 事業施行期間 平成11年（1999年）2月17日から令和12年（2030年）3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分

平成11年3月19日熊本県告示第187号、平成14年9月25日熊本県告示第729号、平成15年7月23日熊本県告示第787号、平成21年3月31日熊本県告示第282号、平成26年4月8日熊本県告示第384号、平成30年11月26日熊本県告示第984号、令和4年3月29日熊本県告示第277号の事業地のうち、大字廻江字江端、字浦田、字外平の一部、大字清藤字平木の全部、字居合及び字牛間の各一部において事業地を変更する。

熊本県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町中谷い字迫尻 10764番1地先から 八代市坂本町坂本字片岩山 1112番地先まで	81.8	災害復旧工事

- 2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）4月7日

公 告

熊本県公告第230号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

令和5年（2023年）4月7日

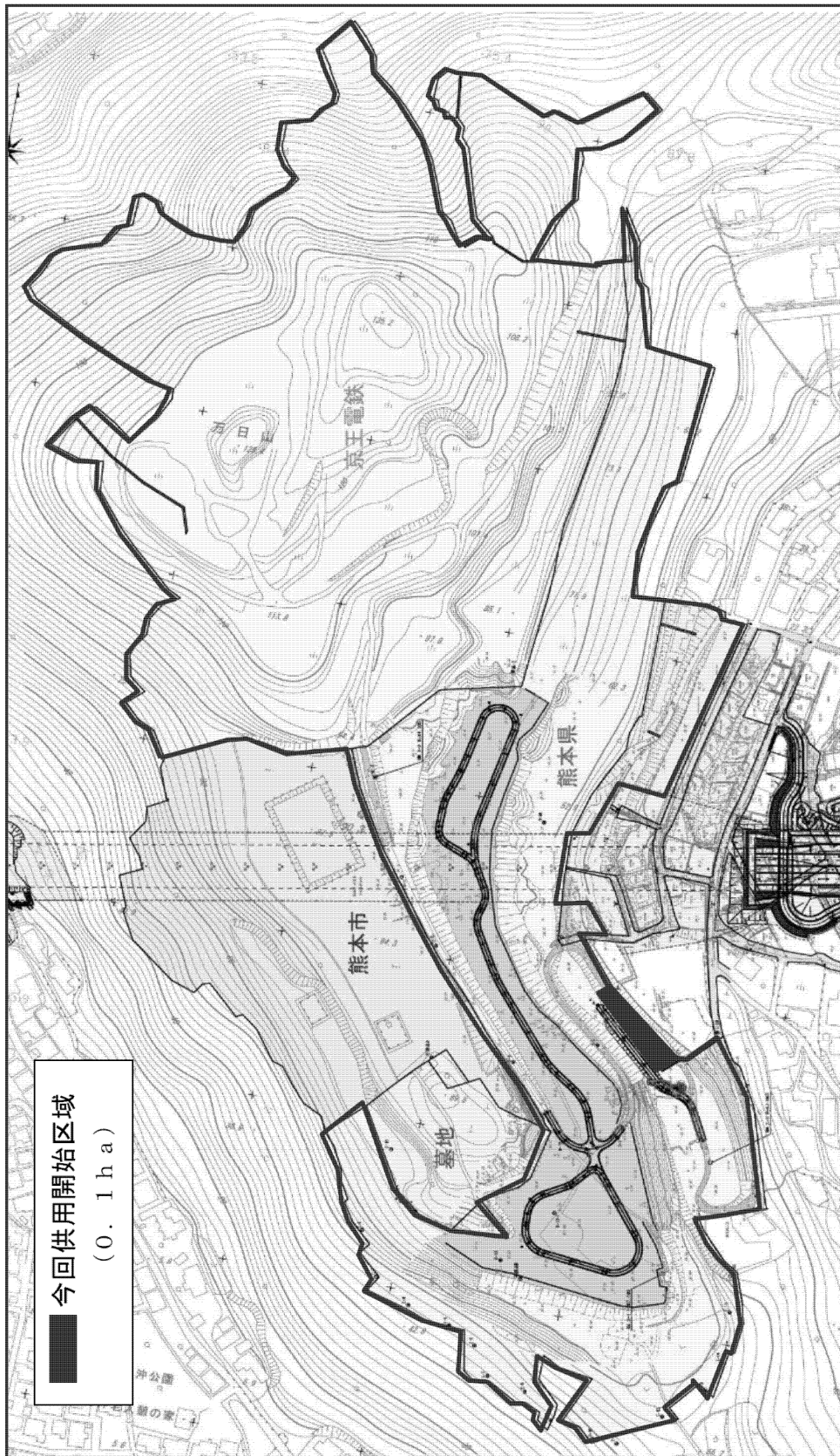
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 万日山緑地公園
- 2 位置 熊本市西区春日五丁目

- 3 区域 別添図面のおり
- 4 面積 0.1ヘクター
- 5 供用開始の期日 令和5年(2023年)4月7日

万日山緑地公園 供用開始平面図

【別添図面】



熊本県公告第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4642番3の一部、同4642番4の一部、同4643番1、同4651番1、同4652番21の一部及び里道の一部
4, 598. 48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊陽町

熊本県公告第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番110
479. 36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第233号

上益城郡山都町に事務所を置く通潤地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	甲斐 長雄	上益城郡山都町畑655番地
理事	井手 久	上益城郡山都町城原247番地
理事	藤田 和廣	上益城郡山都町田吉86番地
理事	永山 正徳	上益城郡山都町長原870番地
理事	阿部 主税	上益城郡山都町犬飼364番地
理事	三浦 尚登	上益城郡山都町新小477番地
理事	山下 奉文	上益城郡山都町新小1947番地
理事	赤澤 法晴	上益城郡山都町白藤804番地
理事	藤島 今朝敏	上益城郡山都町牧野900番地
監事	田上 浩一郎	上益城郡山都町長原2番地
監事	中村 豊光	上益城郡山都町犬飼406番地
監事	山村 伸吾	上益城郡山都町新小653番地
就任		
理事	佐野 定光	上益城郡山都町畑81番地1
理事	本田 勤	上益城郡山都町城原411番地
理事	藤田 聡一郎	上益城郡山都町田吉87番地
理事	永山 正徳	上益城郡山都町長原870番地
理事	阿部 主税	上益城郡山都町犬飼364番地
理事	坂本 貢	上益城郡山都町新小611番地
理事	井崎 陽一	上益城郡山都町新小2116番地
理事	後藤 一弘	上益城郡山都町白藤690番地
理事	山下 隆生	上益城郡山都町牧野109番地1
監事	田上 浩一郎	上益城郡山都町長原2番地
監事	中村 豊光	上益城郡山都町犬飼406番地
監事	山村 伸吾	上益城郡山都町新小653番地

熊本県公告第234号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	先田 秀樹	球磨郡相良村大字柳瀬360-3
理事	中嶋 勝巳	球磨郡相良村大字柳瀬985-373
理事	茂吉 隆典	球磨郡相良村大字柳瀬1034-21
理事	尾方 豊和	球磨郡相良村大字川辺3395
理事	宮原 里美	球磨郡相良村大字川辺1941
理事	木崎 俊充	球磨郡相良村大字川辺5145
理事	川邊 久喜	球磨郡相良村大字川辺5451-2
理事	古川 十市	球磨郡相良村大字柳瀬135
理事	東 秀明	球磨郡相良村大字柳瀬791
理事	白石 克己	球磨郡相良村大字川辺688
理事	吉松 徹眞	球磨郡相良村大字深水1049
監事	岩田 拓侍	球磨郡相良村大字柳瀬1034-180
監事	田端 忠道	球磨郡相良村大字柳瀬2036-3
就任		
理事	桑原 義人	球磨郡相良村大字柳瀬173-2
理事	中嶋 勝巳	球磨郡相良村大字柳瀬985-373
理事	茂吉 隆典	球磨郡相良村大字柳瀬1034-21
理事	尾方 豊和	球磨郡相良村大字川辺3395
理事	宮原 里美	球磨郡相良村大字川辺1941
理事	木崎 俊充	球磨郡相良村大字川辺5145
理事	川邊 久喜	球磨郡相良村大字川辺5451-2
理事	古川 十市	球磨郡相良村大字柳瀬135
理事	東 秀明	球磨郡相良村大字柳瀬791
理事	白石 克己	球磨郡相良村大字川辺688
理事	吉松 徹眞	球磨郡相良村大字深水1049
監事	岩田 拓侍	球磨郡相良村大字柳瀬1034-180
監事	荒川 隆司	球磨郡相良村大字川辺3410
監事	田端 忠道	球磨郡相良村大字柳瀬2036-3

熊本県公告第235号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（GNSS測量）	令和4年（2022年） 10月17日から 令和5年（2023年） 2月28日まで	阿蘇市、球磨郡湯前町

熊本県公告第236号

上益城郡甲佐町に事務所を置く糸田堰土地改良区理事長田中隆敏から認可の申請があつ

た土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和5年（2023年）3月29日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年（2023年）4月10日から令和5年（2023年）5月10日まで
- 3 縦覧の場所
甲佐町役場
御船町役場
嘉島町役場
糸田堰土地改良区事務所

熊本県公告第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営矢護川地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営矢護川地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年（2023年）4月10日から令和5年（2023年）5月10日まで
- 3 縦覧場所
大津町役場

熊本県公告第238号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字野中2039番ほか162筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字野中2002番1
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字西源海2163番ほか2筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字源海2097番1
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字源海2136番ほか6筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字西源海2214番

勢川アグリネット		ほか7筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字汐入2220番1 ほか7筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字汐入2240番
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字西源海2188番1 ほか16筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字源海2077番1 ほか5筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字源海2147番 ほか13筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区御幸木部町字野中2007番1 ほか11筆
株式会社穀菜	熊本市南区江越	熊本市南区御幸木部町字汐入2262番 ほか7筆
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2006番1 ほか4筆
中野 経成	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字中野1761番 ほか4筆
株式会社もじょか堂	水俣市大園町	水俣市江添字内山ノ上1139番22 ほか1筆
諸橋 賢一	水俣市越小場	水俣市越小場字猿掛1331番3 ほか2筆
釜 大輔	葦北郡芦北町女島	葦北郡芦北町大字大川内字長石2224番1 ほか7筆
株式会社それいゆアグリ	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字大川内字川口2453番
農事組合法人米田生産組合	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字村下1334番 ほか1筆
山下 早男	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字甲田572番
松田 道夫	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字下ヶ原736番 ほか2筆
平生 仁	葦北郡芦北町湯浦	葦北郡芦北町大字大川内字田中2301番5
緒方 晴人	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字大丸2362番
山下 登喜雄	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字下ヶ原742番 ほか3筆
株式会社それいゆアグリ	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字大川内字川添2493番 ほか1筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)3月29日

熊本県公告第239号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	人吉市上原田町字菖蒲字小園243番1ほか2筆
小田 一男	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字福島722番ほか1筆
小田 一男	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字福島724番
和田 幸治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字福島14番2
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字大原4133番
宮崎 恵	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上南字中園735番1ほか2筆
株式会社昇成龍	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字齊堂3番24ほか13筆
中村 金一	球磨郡あさぎり町上西	球磨郡あさぎり町上西字清水194番21
赤星 晋作	上天草市松島町内野河内	上天草市松島町内野河内字太原2499番1

2 認可年月日
令和5年(2023年)3月29日

熊本県公告第240号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社おおしま牧場	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字久米前2901番1ほか1筆
株式会社おおしま牧場	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西前2403番1ほか1筆
株式会社おおしま牧場	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西請875番1
株式会社おおしま牧場	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字東請1007番1ほか3筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)3月29日

熊本県公告第241号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市上井手字宮本1211番1、同1212番1、同1212番3、同1222番1、同1222番4及び同1223番1
2,678.12平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
荒尾市上井手字尼ヶ島1092番地1
株式会社光建設

熊本県公告第242号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2958番10
276.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋1528番地3ガーデンプラザ201号
茂木 那津美

熊本県公告第243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2958番34
209.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区東町三丁目1番6-31号
瀆砂 司

熊本県公告第244号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和5年(2023年)4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 荒尾市万田1597番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社アーバンライク
- 3 道路の位置 玉名市大倉字深迫1305番1
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 35.00メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)3月27日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第363号

登載依頼

熊本県教育委員会公告第10号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和5年(2023年)4月7日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気
22,463,076キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年(2023年)3月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社熊本東営業センター
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 随意契約に係る契約金額
644,131,348円(うち消費税及び地方消費税の額58,557,395円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項に該当するため。

熊本県いじめ防止対策審議会公告第1号

令和5年度(2023年度)第1回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年(2023年)4月7日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八ツ塚 一郎

- 1 開催日時
令和5年(2023年)4月11日(火)
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中心区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレースシア 6階 スカイルーム
- 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)

正 誤

令和5年(2023年)3月30日熊本県人事委員会規則第22号(熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	40	令和5年3月30日 熊本県人事委員会委員長 出田孝一	令和5年3月30日